石油石炭税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十九号

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、及び石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

２　法第十八条第三項後段の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でしなければならない。

第二十条第八項中「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に、「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

附　則

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

国税徴収法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十号

国税徴収法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、及び国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第四十条の規定に基づき、この政令を制定する。

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条の二」に、「―第五十条」を「・第四十九条」に、「第五十一条）」を「第五十条）」に、「第五十一条の二」を「第五十一条」に改める。

第三章中第十四条の次に次の一条を加える。

（株式会社等の取引の範囲）

第十四条の二　法第四十条（偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　各事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額の基因となる取引

二　各事業年度の販売費又は一般管理費の額の基因となる取引

三　前二号に掲げるもののほか、法第四十条の株式会社、合資会社又は合同会社の事業の状況その他の事情を勘案して、その事業を遂行するために通常必要と認められる取引

第四十九条第一項第二号中「以下」を「第五号において」に改める。

第五十条を削る。

第五章第五節中第五十一条を第五十条とし、同章第六節中第五十一条の二を第五十一条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第十四条」を「第十四条の二」に改める部分を除く。）、第四十九条第一項第二号の改正規定、第五十条を削る改正規定及び第五章第五節中第五十一条を第五十条とし、同章第六節中第五十一条の二を第五十一条とする改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表国税徴収法施行令の項中「第五十一条第一号」を「第五十条第一号」に改める。

（土地収用法施行令の一部改正）

第三条　土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の十六第二項中「国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第五十条第二項」を「国税徴収法第百三十三条第四項」に改める。

第一条の十八第二項中「国税徴収法施行令第五十条第二項及び第三項」を「国税徴収法第百三十三条第四項及び第五項」に改める。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第四条　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第五十条第二項」を「国税徴収法第百三十三条第四項」に改める。

第三十八条第二項中「国税徴収法施行令第五十条第二項及び第三項」を「国税徴収法第百三十三条第四項及び第五項」に改める。

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十一号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三号）の一部及び所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。